

北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日  
企業管理規程第 14 号

改正	平成 26 年 1 月 25 日	企業管理規程第 5 号
	平成 27 年 4 月 1 日	企業管理規程第 3 号
	平成 28 年 3 月 1 日	企業管理規程第 7 号
	平成 28 年 3 月 31 日	企業管理規程第 11 号
	平成 29 年 3 月 1 日	企業管理規程第 4 号
	平成 30 年 3 月 1 日	企業管理規程第 2 号
	平成 31 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 2 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 3 年 3 月 31 日	企業管理規程第 2 号
	令和 4 年 3 月 31 日	企業管理規程第 8 号
	令和 4 年 1 月 11 日	企業管理規程第 14 号
	令和 5 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）
  - 第 2 章 初任給（第 9 条－第 15 条）
  - 第 3 章 昇格及び降格（第 16 条－第 22 条）
  - 第 4 章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第 23 条－第 26 条）
  - 第 5 章 昇給（第 27 条－第 32 条）
  - 第 6 章 特別の場合における号給の決定（第 33 条－第 35 条）
  - 第 7 章 雜則（第 36 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（平成 25 年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第 13 号。以下「給与規程」という。）第 6 条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 紹与規程第5条の給料表（以下「給料表」という。）のいずれか一の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 企業長が定める試験機関の行う試験又は企業長がこれに準ずると認める試験をいう。

（級別標準職務）

**第3条** 紹与規程第5条第2項の企業長が別に定める給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

（級別資格基準表）

**第4条** 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この管理規程において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

（級別資格基準表の適用方法）

**第5条** 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許等欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が、当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるとところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免

許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

3 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分によるものとする。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

3 前2項に規定する経験年数は、すべて月計算によって行うものとする。

4 前項の場合において、同一月において期間が重複して計算されることとなるときは、これを1月として計算するものとし、その重複する期間が在職期間とその他の期間であるとき、又は経験年数換算表に定める換算率の異なる2以上の期間であるときは、職員に最も有利となる期間により計算するものとする。

5 第2項の場合において換算の結果、月末満の端数が生じたときは、当該端数は総計した後切上計算によるものとする。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第8条 第14条又は第15条の規定の適用を受けた職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ企業長の承認を得た期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

第2章 初任給  
(職務の級の決定)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、級別資格基準表に定める資格を有していることを基準として決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、他の職員との均衡上必要があると認める場合で、かつ、あらかじめ企業長の承認を得たときは、同表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

- (1) 第14条各号のいずれかに掲げる者から引き続き職員となる場合
- (2) 第15条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において適格者を得るために必要があると認められる場合  
(号給の決定)

第10条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めがない者又はその者に適用される同表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず第12条から第15条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとする。

2 初任給基準表の学歴免許欄等の区分の適用については、第5条の規定を準用する。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、第10条の規定によるその者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨

てた年数) の数に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつてその者の号給とする。

(経験年数を有する者の号給)

第 13 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 10 条第 1 項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を 12 月(その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数(第 2 号又は第 3 号に掲げる者で必要経験年数が 5 年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって企業長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して企業長が相当と認める年数を除く。)の月数にあっては、18 月)で除した数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をその者の号給とすることができます。

- (1) 正規の試験に合格したことによって職務の級が決定された者 その者に適用される初任給基準表に定める職種欄の区分に応じ定める学歴免許等の資格(前条の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
  - (2) 正規の試験に合格したことによって職務の級が決定された者以外の者(次号に該当する者を除く。) その者の職務に有用な免許その他の資格(前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
  - (3) 第 1 号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 前項の規定により切り捨てられた 1 未満の端数については、当該端数に 12 を乗じて得た数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を 3 で除した数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を、前項の規定により決定された号給の号数に加えることができる。
  - 3 第 1 項の規定の適用を受ける場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。
- (号給の決定の特例)

第 14 条 次の各号に掲げる者から引き続いて職員となった者の号給について、前条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

- (1) 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は他の地方公共団体の職員
- (2) 前号に掲げるもののほか、企業長が前号に準ずると認める者  
(特殊の職員等を採用する場合の特例)

**第15条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第13条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して、あらかじめ企業長の承認を得てその者の号給を決定することができる。**

### 第3章 昇格及び降格

#### (昇格)

**第16条 職員を昇格させる場合は、その者の経験年数又は在級年数が級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達している者のうちからに1級上位の職務の級に決定するものとする。**

2 勤務成績が特に良好である職員及び職務の特殊性等により特に昇格させる必要があると認める場合の前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 職員を級別資格基準表に定めのない職務の級の職に昇格させようとするときは、あらかじめ企業長の承認を得るものとする。

#### (在級年数)

**第17条 第14条又は第16条の規定の適用を受けて初任給が決定された職員について級別資格基準表を適用する場合には、他の職員との均衡を考慮して、あらかじめ企業長の承認を得て定める期間をその者の在級年数として通算することができる。**

**第18条 職員を昇格させる場合は、第16条の規定によるほか、職員が現に属する職務の級に1年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性等により昇格させる必要がある場合において、あらかじめ企業長の承認を得たときは、この限りでない。**

#### (上位資格取得等による昇格)

**第19条** 現に職員である者が上位の職務の級に必要な学歴免許等の資格を取得した結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、第16条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

**第20条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第16条及び第18条の規定にかかわらず、あらかじめ企業長の承認を得て上位の職務の級に昇格させることができる。

- (1) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状況となった場合
- (2) 職員が職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職させられる場合

(昇格した職員の号給)

**第21条** 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 第16条から前条までの規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第19条の規定により職員を昇格させた場合その他これに準ずる場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、企業長の定める号給とする。

(降格した職員の号給)

**第22条** 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ企業長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

#### 第4章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

##### (初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第23条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職に異動させる場合には、その異動後の職について定めるところにより、その者の資格に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

##### (初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第24条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 新たに職員となった者（次号に掲げる者を除く。） 新たに職員となったとき（免許等の資格を必要とする職に異動した者にあっては、その免許等の資格を取得したとき）から異動後の職と同種の職に引き続いているものとみなして、そのときの初任給を基準として他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

- (2) 新たに職員となり、その号給の決定について第14条又は第15条の規定の適用を受けた者 別に企業長の定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

- 3 第21条及び第22条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

##### (給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

**第25条** 職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第23条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

**第26条** 第24条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

## 第5章 昇給

(勤務成績の証明)

**第27条** 職員の昇給は、第30条に定める日（以下「昇給日」という。）に、昇給させようとする者の同日前1年間における勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない者は、昇給しない。

(昇給)

**第28条** 職員を昇給させる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第8に定める昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

2 職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 企業長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年前（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

(2) 企業長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ企業長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、企業長の定める割合におおむね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項、第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第33条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けている号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第29条 職務の級の最高の号給を受ける職員には、前条、第31条及び第32条の規定は適用しない。

（昇給日）

第30条 給与規程第6条第3項の企業長が別に定める日は、次条又は第32条に定めるものを除き、毎年4月1日とする。

（研修、表彰等による昇給）

第31条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、企業長が定めるところにより、当該各号に定める日に昇給させることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは職員定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日  
(特別の場合の昇給)

第32条 勤務成績の特に良好な職員が生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ企業長の承認を得て、企業長が定める日に、上位の号給に昇給させることができる。

## 第6章 特別の場合における号給の決定 (上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第33条 職員が新たに職員となったものとした場合に、現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第21条第3項又は第23条第2項（第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は企業長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を企業長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

## (復職時等における号給の調整)

第34条 休職にされ、若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に企業長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

## (給料の訂正)

**第35条** 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第7章 雜則  
(補則)

**第36条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日企業管理規程第5号)  
(施行期日等)

1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、この規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程による号給がこの規程による改正前の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

3 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の理由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成27年4月1日企業管理規程第3号)  
(施行期日等)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び企業長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- （号給の切替えに伴う経過措置）
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（企業長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第13号。以下「給与規程」という。）附則第2項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に98.5を乗じて得た額。）を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、同項に規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項、第24条第4項、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項の規定の適用については、給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項及び第24条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成27年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第3号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項中「給料月額及び」とあるのは「給料月額と平成27年改正規程附則第3項か

ら第5項までの規定による給料の額との合計額及び」とする。

(雑則)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、企業長が定める。

附 則（平成28年3月1日企業管理規程第7号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程による号給がこの規程による改正前の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

- 3 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の理由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(北播磨総合医療センター企業団職員の職名等に関する規程の一部改正)

- 4 北播磨総合医療センター企業団職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表医療職員の項中「診療科統括部長」を「診療科総括部長」に改め、「助産師」の前に「保健師、」を加える。

附 則（平成28年3月31日企業管理規程第11号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日企業管理規程第4号抄）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成28年4月1日から第3条の規定による初任給等規程の施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第3条の規定による改正後の初任給等規程による号給が第3条の規程による改正前の初任給等規程の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規程の規定にかかわらず、改正前の初任給等規程の規定による号給とするものとする。
- 3 第3条の規定による初任給等規程の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の理由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年3月1日企業管理規程第2号抄）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)別表第7の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成29年4月1日から適用する。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 5 平成29年4月1日から第5条の規定による初任給等規程の施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動

のあった職員のうち、第5条の規定による改正後の初任給等規程による号給が第5条の規程による改正前の初任給等規程の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規程の規定にかかわらず、改正前の初任給等規程の規定による号給とするものとする。

- 6 第5条の規定による初任給等規程の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の理由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成31年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。))による改正後の初任給等規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成30年4月1日から適用する。

（号給の切替えに伴う経過措置）

- 5 平成30年4月1日から第5条の規定による初任給等規程の施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第5条の規定による改正後の初任給等規程による号給が第5条の規程による改正前の初任給等規程の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規程の規定にかかわらず、改正前の初任給等規程の規定による号給とするものとする。

6 第5条の規定による初任給等規程の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の理由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和2年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する

2 第3条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員就業規程の規定、第4条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の勤務時間等に関する規程の規定、第6条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第8条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第12条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成31年4月1日から適用する。

（号給の切替えに伴う経過措置）

5 平成31年4月1日から第8条の規定による初任給等規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第8条の規定による改正後の初任給等規程による号給が第8条の規程による改正前の初任給等規程の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規程の規定にかかわらず、改正前の初任給等規程の規定による号給とするものとする。

6 第8条の規定による初任給等規程の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇

給又は復職時等における号給の調整以外の理由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和3年3月31日企業管理規程第2号）

（施行期日等）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日企業管理規程第8号抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月11日企業管理規程第14号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則（令和5年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第5条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和4年4月1日から適用する。

（号給の切替えに伴う経過措置）

4 令和4年4月1日から第5条の規定による初任給等規程の施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第5条の規定による改正後の初任給等規程による号給が第5条の規程による改正前の初任給等規程の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規程の規定にかかわらず、改正前の初任給等規程の規定による号給とするものと

する。

5 第5条の規定による初任給等規程の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の理由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

**別表第1（第3条関係）**

**ア 医療職給料表（1）級別標準職務表**

職務の級	標準的な職務
1級	医療業務を行う医師及び歯科医師の職務
2級	主任医長及び医長の職務
3級	診療部長、先端医療センター長、がん総合診療センター長、臨床研修センター長、診療科総括部長及び診療科部長の職務
4級	病院長、副院長の職務

**イ 医療職給料表（2）級別標準職務表**

職務の級	標準的な職務
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士の職務
2級	1 薬剤師及び医学物理士の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士の職務
3級	主任の職務
4級	室長、主幹及び副室長の職務又はこれに相当する職務
5級	1 副院長の職務 2 診療支援部の部長及び次長の職務又はこれに相当する職務

**ウ 医療職給料表（3）級別標準職務表**

職務の級	標準的な職務
1級	1 保健師、助産師及び看護師の職務 2 准看護師の職務 3 救急救命士の職務 4 介護福祉士の職務
2級	1 困難な業務を行う保健師、助産師及び看護師の職務 2 相当高度な技術又は経験を必要とする准看護師 3 相当高度な技術又は経験を必要とする救急救命士

	4 相当高度な技術又は経験を必要とする介護福祉士
3 級	主任の職務
4 級	課長、室長、主幹、副課長及び副室長の職務又はこれに相当する職務
5 級	1 副院長の職務 2 看護部の部長及び次長の職務又はこれに相当する職務

### エ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職務
3 級	係長、主査及びこれに相当する職務
4 級	課長、室長、主幹、副課長及び副室長の職務又はこれに相当する職務
5 級	1 理事の職務 2 管理部の部長、参事及び次長の職務又はこれに相当する職務

### 別表第2（第4条関係）

#### ア 医療職給料表（1）級別資格基準表

職種	学歴免許等	1 級	2 級
医師	大学6卒		7
歯科医師		0	7

#### イ 医療職給料表（2）級別資格基準表

職種	学歴免許等	1 級	2 級
薬剤師	大学6卒		
			0
医学物理士	修士課程修了		
			0
	大学卒		
			0

	短大 3 卒		
			0
診療放射線技師	大学卒		1
		0	1
	短大 3 卒		2
		0	2
臨床検査技師	大学卒		1
		0	1
	短大 3 卒		2
		0	2
理学療法士 作業療法士	大学卒		1
		0	1
	短大 3 卒		2
		0	2
言語聴覚士	大学卒		1
		0	1
	短大 3 卒		2
		0	2
視能訓練士	大学卒		1
		0	1
	短大 3 卒		2
		0	2
臨床工学技士	大学卒		1
		0	1
	短大 3 卒		2
		0	2
管理栄養士	大学卒		1
		0	1
	短大 2 卒		3
		0	3
歯科衛生士	短大 3 卒		2
		0	2
	短大 2 卒		3
		0	3

	高校専攻科卒		4
		0	4
歯科技工士	短大3卒		2
		0	2
	短大2卒		3
		0	3
社会福祉士 精神保健福祉士	大学卒		1
		0	1
	短大3卒		2
		0	2
	短大2卒		3
		0	3
	高校卒		5
		0	5
	修士課程修了		
			0
公認心理師 臨床心理士	大学卒		1
		0	1
	短大3卒		2
		0	2
その他	短大2卒		3
		0	3
	高校卒		5
		0	5

#### ウ 医療職給料表（3）級別資格基準表

職種	学歴免許等	1級	2級
保健師	大学卒		3
		0	3
助産師	短大3卒		4
		0	4
看護師	短大2卒		5

		0	5
准看護師	准看護師養成所卒		15
		0	15
救急救命士	大学卒		9
		0	9
	短大3卒		10
		0	10
介護福祉士	短大2卒		11
		0	11
	大学卒		10
		0	10
	短大3卒		11
		0	11
	短大2卒		12
		0	12

備考 学歴免許等欄の「準看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所の卒業を示す。

### エ 事務職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	1級	2級
事務職員 診療情報管理士	大学卒		3
		0	3
	短大2卒		5
		0	5
	高校卒		7
		0	7

### 別表第3（第5条関係）

#### 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修

		了 (2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格
二 修士課程修了		(1) 学校教育法による大学院修士課 程の修了 (2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格
三 専門職学位課 程修了		(1) 学校教育法による専門職大学院 専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格
四 大学6卒		(1) 学校教育法による大学の医学若 しくは歯学に関する学科（同法第8 5条ただし書に規定する学部以外の 教育研究上の基本となる組織を置く 場合における相当の組織を含む。以 下同じ。）又は薬学若しくは獣医学 に関する学科（修業年限6年のも に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格
五 大学専攻科卒		(1) 学校教育法による4年制の大学 の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格
六 大学4卒		(1) 学校教育法による4年制の大学 の卒業 (2) 独立行政法人国立国際医療研究 センター国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和2 3年法律第203号）による保健師 学校、保健師養成所、助産師学校又 は助産師養成所（同法による看護師 学校の卒業又は看護師養成所の卒

		<p>業を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。) の卒業</p> <p>(4) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格</p>
2 短大卒	一 短大 3 卒	<p>(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業</p> <p>(4) 診療放射線技師法 (昭和 26 年法律第 226 号) による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所 (いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。) の卒業</p> <p>(5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 (昭和 33 年法律第 76 号) による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所 (いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。) の卒業</p> <p>(6) 臨床工学技士法 (昭和 62 年法律第 60 号) による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所 (いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。) の卒業</p> <p>(7) 理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号) による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設 (いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上</p>

	<p>のものに限る。) の卒業</p> <p>(8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。) の卒業</p> <p>(9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。) の卒業</p> <p>(10) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。) の卒業</p> <p>(11) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格</p>
二 短大2卒	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中</p>

		<p>等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業</p> <p>(8) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(9) 上記に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 短大1卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p>

		(2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格
二 高校3卒		(1) 学校教育法による高等学校、中 等教育学校又は特別支援学校（同法 第76条第2項に規定する高等部に 限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格
三 高校2卒		(1) 保健師助産師看護師法による准 看護師学校又は准看護師養成所の 卒業 (2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務 教育学校若しくは特別支援学校（同 法第76条第1項に規定する中学部に 限る。）の卒業又は中等教育学校の 前期課程の修了 (2) 上記に相当すると企業長が認め る学歴免許等の資格

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率
国家公務員、地方公務 員又は旧公共企業体、 政府関係機関若しくは 外国政府の職員として の在職期間	100／100以下
	80／100以下（他の 職員との均衡を著し く失する場合は、10 0／100以下）
民間における企業体、 団体等の職員としての 在職期間	100／100以下

	した期間	
	その他の期間	80／100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		100／100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100／100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50／100以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、80／100以下)
	その他の期間	25／100以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、50／100以下)

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年

短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

#### 備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（就業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について企業長が別段の定めをした職員については、企業長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6（第10条関係）

初任給基準表

給料表区分	職種	学歴免許等	初任給
医療職給料表（1）	医師 歯科医師	大学6卒	1級1号給
医療職給料表（2）	薬剤師	大学6卒	2級25号給
		大学卒	2級17号給
	医学物理士	修士課程修了	2級25号給
		大学卒	2級17号給
		短大3卒	2級13号給
	診療放射線技師	大学卒	1級25号給
		短大3卒	1級21号給
	臨床検査技師	大学卒	1級25号給
		短大3卒	1級21号給
	理学療法士	大学卒	1級25号給
	作業療法士	短大3卒	1級21号給
	言語聴覚士	大学卒	1級25号給
		短大3卒	1級21号給
	視能訓練士	大学卒	1級25号給
		短大3卒	1級21号給
	臨床工学技士	大学卒	1級25号給
		短大3卒	1級21号給
	管理栄養士	大学卒	1級25号給
		短大2卒	1級17号給
	歯科衛生士	短大3卒	1級21号給
		短大2卒	1級17号給
		高校専攻科卒	1級13号給
	歯科技工士	短大3卒	1級21号給
		短大2卒	1級17号給
	社会福祉士	大学卒	1級25号給
	精神保健福祉士	短大3卒	1級21号給
		短大2卒	1級17号給
		高校卒	1級9号給

	公認心理師 臨床心理士	修士課程修了	2級21号給
		大学卒	1級25号給
	その他	大学卒	1級25号給
		短大3卒	1級21号給
		短大2卒	1級17号給
		高校卒	1級9号給
	医療職給料表（3）	保健師	大学卒
		助産師	短大3卒
		看護師	短大2卒
		准看護師	准看護師養成所卒
		救急救命士	大学卒
			短大3卒
			短大2卒
	介護福祉士	大学卒	1級13号給
		短大3卒	1級9号給
		短大2卒	1級5号給
	事務職給料表	事務職員	大学卒
		診療情報管理士	短大2卒
			高校卒

備考 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則  
第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

## 別表第7（第21条関係）

ア 医療職給料表（1）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	4
29	17	13	5
30	18	14	6
31	19	15	7
32	20	16	8
33	21	17	9
34	22	18	10
35	23	19	11
36	24	20	12
37	25	21	13
38	25	22	14
39	26	23	15
40	26	24	16

41	27	25	17
42	27	26	18
43	28	27	19
44	28	28	20
45	29	29	21
46	29	30	22
47	29	31	23
48	30	32	24
49	30	33	25
50	30	34	26
51	31	35	27
52	31	36	28
53	31	37	29
54	32	37	30
55	32	38	31
56	32	38	32
57	33	39	33
58		39	33
59		40	34
60		40	34
61		41	35
62		41	35
63		41	36
64		42	36
65		42	37
66		42	37
67		43	38
68		43	38
69		43	39
70		44	39
71		44	40
72		44	40
73		45	41
74		45	41
75		45	42
76		46	42
77		46	43
78		46	43
79		47	44
80		47	44
81		47	45
82		48	46
83		48	47
84		48	48
85		49	49

86		49	49
87		49	50
88		50	50
89		50	51
90		50	51
91		51	52
92		51	52
93		51	53
94		52	54
95		52	55
96		52	56
97		53	57
98		53	58
99		53	59
100		54	60
101		54	61
102		54	62
103		55	63
104		55	64
105		55	65
106		56	
107		56	
108		56	
109		57	
110		57	
111		57	
112		58	
113		58	

イ 医療職給料表（2）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	2	1	1	1
15	3	1	1	1
16	4	1	1	1
17	5	1	1	1
18	6	1	1	2
19	7	1	1	3
20	8	1	1	4
21	9	1	1	5
22	10	1	1	6
23	11	1	1	7
24	12	1	1	8
25	13	1	1	9
26	14	1	1	10
27	15	1	1	11
28	16	1	1	12
29	17	1	1	13
30	18	1	1	14
31	19	1	1	15
32	20	1	1	16
33	21	1	1	17
34	22	2	1	18
35	23	3	1	19
36	24	4	1	20
37	25	5	1	21
38	26	6	2	21
39	27	7	3	22
40	28	8	4	22
41	29	9	5	23
42	29	10	6	23
43	30	11	7	24
44	30	12	8	24

45	31	13	9	25
46	31	14	9	25
47	32	15	10	25
48	32	16	11	25
49	33	17	12	26
50	33	18	12	26
51	33	19	13	26
52	33	20	14	26
53	34	21	15	27
54	34	22	15	27
55	34	23	16	27
56	34	24	17	27
57	35	25	18	28
58	35	26	18	28
59	35	27	19	28
60	35	28	20	28
61	36	29	21	29
62	36	30	21	29
63	36	31	22	29
64	36	32	23	29
65	37	33	24	29
66	37	34	24	30
67	37	35	25	30
68	38	36	26	30
69	38	37	27	30
70	38	38	27	30
71	39	39	28	31
72	39	40	28	31
73	39	41	29	31
74	40	42	29	31
75	40	43	30	31
76	40	44	30	32
77	41	45	31	32
78		46	31	
79		47	32	
80		48	32	
81		49	33	
82		50	33	
83		51	34	
84		52	34	
85		53	35	
86		54	35	
87		55	36	
88		56	36	
89		57	37	
90		57	37	
91		58	38	
92		58	38	

93		59	39	
94		59	39	
95		60	40	
96		60	40	
97		61	41	
98		61	41	
99		62	42	
100		62	42	
101		63	43	
102		63	43	
103		64	44	
104		64	45	
105		65	46	
106		65	46	
107		65	47	
108		66	48	
109		66	49	
110		66		
111		67		
112		67		
113		67		
114		68		
115		68		
116		68		
117		69		
118		69		
119		69		
120		69		
121		70		
122		70		
123		70		
124		70		
125		71		
126		71		
127		71		
128		71		
129		72		
130		72		
131		72		
132		72		
133		73		

ウ 医療職給料表（3）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	9	1
2	1	1	10	1
3	1	1	11	1
4	1	1	12	1
5	1	1	13	1
6	1	1	14	1
7	1	1	15	1
8	1	1	16	1
9	1	1	17	1
10	1	2	17	1
11	1	3	18	1
12	1	4	18	1
13	1	5	19	1
14	1	6	19	1
15	1	7	20	1
16	1	8	20	1
17	1	9	21	1
18	1	10	22	2
19	1	11	23	3
20	1	12	24	4
21	1	13	25	5
22	1	14	25	6
23	1	15	26	7
24	1	16	26	8
25	1	17	27	9
26	1	18	27	10
27	1	19	28	11
28	1	20	28	12
29	1	21	29	13
30	1	22	29	14
31	1	23	30	15
32	1	24	31	16
33	1	25	32	17
34	1	26	32	18
35	1	27	33	19
36	1	28	34	20
37	1	29	35	21
38	1	30	35	22
39	1	31	36	23
40	1	32	37	24
41	1	33	38	25
42	2	34	38	25
43	3	35	39	26
44	4	36	40	26

45	5	37	41	27
46	6	38	41	27
47	7	39	42	28
48	8	40	43	28
49	9	41	44	29
50	10	42	44	30
51	11	43	45	31
52	12	44	46	32
53	13	45	47	33
54	14	46	47	33
55	15	47	48	34
56	16	48	49	34
57	17	49	50	35
58	18	50	50	35
59	19	51	51	36
60	20	52	52	36
61	21	53	53	37
62	22	54	53	37
63	23	55	54	38
64	24	56	55	38
65	25	57	56	39
66	26	58	56	39
67	27	59	57	40
68	28	60	58	40
69	29	61	59	41
70	30	62	59	41
71	31	63	60	41
72	32	64	61	42
73	33	65	62	42
74	34	66	62	42
75	35	67	63	43
76	36	68	64	43
77	37	69	65	43
78	38	70	65	44
79	39	71	66	44
80	40	72	67	44
81	41	73	68	45
82	42	74	68	45
83	43	75	69	45
84	44	76	70	45
85	45	77	71	46
86	46	78	71	46
87	47	79	72	46
88	48	80	73	46
89	49	81	74	47
90	50	82	74	47
91	51	83	75	47
92	52	84	76	47

93	53	85	77	48
94	54	86	77	48
95	55	87	78	48
96	56	88	79	48
97	57	89	80	49
98	58	90	80	49
99	59	91	81	49
100	60	92	82	50
101	61	93	83	50
102	62	93	83	50
103	63	94	84	51
104	64	94	85	51
105	65	95	86	51
106	66	95	86	52
107	67	96	87	52
108	68	96	88	52
109	69	97	89	53
110	69	97	89	53
111	70	98	90	53
112	70	98	91	54
113	71	99	92	54
114	71	99	92	54
115	72	100	93	55
116	72	100	94	55
117	73	101	95	55
118	73	102	95	56
119	74	103	96	56
120	74	104	97	56
121	75	105	98	57
122	75	105	98	57
123	76	106	99	57
124	76	106	100	58
125	77	107	101	58
126	77	107		58
127	77	108		59
128	77	108		59
129	78	109		59
130	78	110		60
131	78	111		60
132	78	112		60
133	79	113		61
134	79	114		
135	79	115		
136	79	116		
137	80	117		
138	80			
139	80			
140	80			

141	81			
142	81			
143	81			
144	82			
145	82			
146	82			
147	83			
148	83			
149	83			
150	84			
151	84			
152	84			
153	85			
154	85			
155	85			
156	86			
157	86			
158	86			
159	87			
160	87			
161	87			
162	88			
163	88			
164	88			
165	89			

エ 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	1	1	6
19	1	1	1	7
20	1	1	1	8
21	1	1	1	9
22	1	1	2	10
23	1	1	3	11
24	1	1	4	12
25	1	1	5	13
26	1	1	6	14
27	1	1	7	15
28	1	1	8	16
29	1	1	9	17
30	1	1	10	18
31	1	1	11	19
32	1	1	12	20
33	1	1	13	21
34	2	1	14	21
35	3	1	15	22
36	4	1	16	22
37	5	1	17	23
38	6	2	18	23
39	7	3	19	24
40	8	4	20	24
41	9	5	21	25
42	10	6	22	25
43	11	7	23	26
44	12	8	24	26

45	13	9	25	27
46	14	10	26	27
47	15	11	27	28
48	16	12	28	28
49	17	13	29	29
50	18	14	30	29
51	19	15	31	29
52	20	16	32	29
53	21	17	33	30
54	22	18	34	30
55	23	19	35	30
56	24	20	36	30
57	25	21	37	31
58	25	22	37	31
59	25	23	38	31
60	26	24	38	31
61	26	25	39	32
62	26	26	39	32
63	27	27	40	32
64	27	28	40	32
65	27	29	41	33
66	28	30	41	33
67	28	31	42	33
68	28	32	42	33
69	29	33	43	33
70	29	34	43	33
71	29	35	44	34
72	30	36	44	34
73	30	37	45	34
74	30	38	45	34
75	31	39	46	34
76	31	40	46	34
77	31	41	47	35
78	32	42	47	35
79	32	43	48	35
80	32	44	48	35
81	33	45	49	35
82	33	45	49	35
83	34	45	50	36
84	34	46	50	36
85	35	46	51	36
86	35	46	51	
87	36	47	52	
88	36	47	52	
89	37	47	53	
90	37	48	54	
91	38	48	55	
92	38	48	56	

93	39	49	57	
94		49	57	
95		49	58	
96		49	58	
97		50	59	
98		50	59	
99		50	60	
100		50	60	
101		51	61	
102		51	62	
103		51	63	
104		51	64	
105		52	65	
106		52	66	
107		52	67	
108		52	68	
109		53	69	
110		53		
111		53		
112		53		
113		54		
114		54		
115		54		
116		54		
117		55		
118		55		
119		55		
120		55		
121		56		
122		56		
123		56		
124		56		
125		57		
126		57		
127		57		
128		58		
129		58		
130		58		
131		59		
132		59		
133		59		

**別表第8（第28条関係）**

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8以上	6	4	2
	2以上	1	0	0

備考

- 1 この表に定める上段の号給数は、給与規程第6条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。
- 2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び医療職給料表（2）、医療職給料表（3）又は事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものの昇給区分Cの欄の上段の号給数は、3とする。

**別表第9（第34条関係）**

休職期間等換算表

事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
1 次に掲げる事由により休職を命ぜられた期間 (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第21号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病（以下「公務傷病等」という。）によること。 (2) 水難、火災その他の災害（公務上の災害又は通勤による災害と認められるものに限る。）により生死不明又は所在不明になったこと。	3 / 3 以下
2 公務傷病等のため休暇を与えられた期間	
3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をした期間	
4 北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団	

企業管理規程第8号) 第37条に規定する介護休暇の期間	
5 専従許可の有効期間	2／3以下
6 心身の故障(公務傷病等を除く。)により長期休養をなすための休職を命ぜられ又は休暇を与えられた期間	1／3以下(ただし、結核性疾患にあっては、1／2以下とすることができる。)
7 水難、火災その他の災害(公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。)により生死不明又は所在不明になったため休職を命ぜられた期間	1／3以下
8 刑事事件に関して起訴され、そのため休職を命ぜられた期間	0(ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により3／3以下とすることができる。)

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている号給を受けるに至った日以後の休職の期間に限るものとする。